

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画

平成17年10月28日	農林水産省決定
平成19年10月 5日	一部変更
平成20年11月 6日	一部変更
平成22年11月16日	一部変更
平成24年 2月16日	一部変更
平成25年 3月27日	一部変更
平成26年 5月 9日	一部変更
平成27年 3月27日	一部変更
平成27年12月15日	一部変更
平成28年 3月29日	一部変更

目次

はじめに

- 1 計画の目的
- 2 定義
- 3 国民保護措置の実施に関する基本的な方針

第1章 武力攻撃事態等に備えた平素からの措置

第1節 組織・体制等の整備

- 1 農林水産省国民保護連絡会議の設置
- 2 本省における連絡体制及び参集体制の整備
- 3 地方農政局等における体制の整備
- 4 地方農政局等における連絡体制及び参集体制の整備
- 5 国民保護措置の実施機能等の確保
- 6 通信の確保
- 7 特殊標章等の交付等の準備
- 8 国民保護措置に関する職員への周知
- 9 国民保護措置に関する訓練

第2節 武力攻撃事態等に備えた措置

- 1 備蓄している物資の供給体制の整備等
- 2 応急用食料の調達・供給体制の整備
- 3 生活関連等施設の安全確保
- 4 N B C 攻撃等による汚染農林水産物及びその加工食品の安全性確認
- 5 武力攻撃原子力災害に対する備え
- 6 武力攻撃による海上油汚染災害に対する備え
- 7 武力攻撃による林野火災に対する備え

- 8 避難住民の適切な誘導のための備え
- 9 家畜の保護に関する備え

第2章 武力攻撃事態等における措置

第1節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

- 1 非常参集
- 2 農林水産省国民保護対策本部等の設置
- 3 広報
- 4 職員の派遣
- 5 国民保護措置の実施機能等の確保
- 6 特殊標章等の交付
- 7 情報の収集及び提供
- 8 通信の確保
- 9 地方公共団体の長が実施する安否情報の収集に対する協力

第2節 武力攻撃事態等における国民保護措置

- 1 住民の避難に関する措置
 - (1) 武力攻撃の兆候等に係る情報収集
 - (2) 警報
 - (3) 避難措置の指示
 - (4) 応急用食料の調達・供給
- 2 避難住民等の救援に関する措置
 - (1) 応急用食料の調達・供給
 - (2) 応急仮設住宅の建設に必要な資材の確保
 - (3) 緊急物資の運送の確保
 - (4) 海外からの支援の受入れ
- 3 武力攻撃災害への対処に関する措置
 - (1) 生活関連等施設の安全確保
 - (2) NBC攻撃等による汚染農林水産物及びその加工食品の安全性確認
 - (3) 武力攻撃原子力災害に対する対処
 - (4) 武力攻撃による海上油汚染災害に対する対処
 - (5) 武力攻撃による林野火災に対する対処
 - (6) 家畜の保護に関する配慮
 - (7) 農林水産業に係る被害の拡大防止対策
- 4 国民生活の安定に関する措置
 - (1) 生活関連物資等の価格の安定等
 - (2) 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等
 - (3) 避難住民等の生活の安定のための措置
 - (4) 応急の復旧
- 5 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- (1) 災害復旧の実施方針
- (2) 災害復旧に向けた取組

第3章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

- 1 農林水産省緊急対処事態対策本部等の設置
- 2 緊急対処保護措置等の実施

はじめに

1 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、農林水産省（林野庁及び水産庁を含む。以下同じ。）の所掌事務に関し、次に掲げる事項を定め、武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

- ・ 国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を実施するための体制に関する事項
- ・ 農林水産省が実施する国民保護措置等の内容及び実施方法に関する事項
- ・ 国民保護措置等の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- ・ 上記に掲げるもののほか、国民保護措置等の実施に関し必要な事項

2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|---|
| ① 事態対処法 | 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）をいう。 |
| ② 武力攻撃 | 事態対処法第2条第1号に規定する武力攻撃をいう。 |
| ③ 武力攻撃事態 | 事態対処法第2条第2号に規定する武力攻撃事態をいう。 |
| ④ 武力攻撃事態等 | 事態対処法第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。 |
| ⑤ 武力攻撃災害 | 国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。 |
| ⑥ 国民保護措置 | 国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。 |
| ⑦ 緊急対処事態 | 事態対処法第22条第1項に規定する緊急対処事態をいう。 |
| ⑧ 緊急対処保護措置 | 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処保護措置をいう。 |
| ⑨ 指定地方行政機関 | 事態対処法第2条第6号に規定する指定地方行政機関をいう。 |
| ⑩ 指定公共機関 | 事態対処法第2条第7号に規定する指定公共機関をいう。 |
| ⑪ 地方農政局等 | 地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局（以下「沖縄総合事務局」という。）及び森林管理局をいう。 |

3 国民保護措置の実施に関する基本的な方針

本省、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局その他農林水産省の機関は、武

力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）及びこの計画に基づき、その組織及び機能の全てを挙げて自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

(1) 基本人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令等の実施に当たり、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう努めるとともに、これらの手続に関する文書の適切な保存に努めるものとする。

(3) 国民に対する情報提供

農林水産省の所掌に係る国民保護措置の実施状況、被災情報等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

農林水産省の所掌に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係行政機関、地方公共団体、所管する指定公共機関その他の関係機関との連携に努めるものとする。

また、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）から農林水産大臣、林野庁長官、水産庁長官又は地方農政局等の長に対して、国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

(5) 国民への啓発

国民保護措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 指定公共機関の自主性の尊重

指定公共機関が国民保護措置を実施するに当たっては、その自主性を尊重するものとする。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮が必要であることに留意するものとする。

(8) 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

第1章 武力攻撃事態等に備えた平素からの措置

第1節 組織・体制等の整備

1 農林水産省国民保護連絡会議の設置

- (1) 農林水産省の所掌する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、別に定めるところにより、本省に農林水産省国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- (2) 連絡会議は、次に掲げる事項に関し農林水産省内における必要な連絡調整を行う。
 - ・ 緊急時における連絡網の作成その他の省内の連絡体制及び参集体制の整備
 - ・ 都道府県、指定地方行政機関、所管する指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
 - ・ この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
 - ・ 平素における関係機関との連携
 - ・ 武力攻撃事態等における国民保護措置の担当部局及び業務処理手順の整備
 - ・ その他必要な事項
- (3) 連絡会議の事務の円滑な遂行のため、事務局を設置する。事務局は大臣官房文書課災害総合対策室が行う。

2 本省における連絡体制及び参集体制の整備

- 連絡会議構成員（あらかじめ連絡会議が定める代理となる者も含む。）及び事務局員（以下「連絡会議構成員等」という。）は、平素から、緊急時に備え、確実に連絡がとれるように努めるものとする。
- 連絡会議構成員等は、武力攻撃事態等において、即時に参集することができるよう、平常時から、本省への複数の交通手段を確認しておくものとする。
- 人事異動等により連絡会議構成員等が変更する場合には、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、連絡会議に報告するものとする。
- 武力攻撃事態等における連絡体制及び参集体制については、連絡会議が別に定めるところによる。

3 地方農政局等における体制の整備

地方農政局等は、次に掲げる事項に関し地方農政局等内における必要な連絡調整を行うため、担当部局を定めるものとする。

- ・ 緊急時における連絡網の作成その他の地方農政局等内の連絡体制及び参集体制の整備
- ・ 本省、都道府県その他の関係機関等との連絡体制の整備
- ・ この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
- ・ 平素における関係機関との連携
- ・ 武力攻撃事態等における国民保護措置の担当部局及び業務処理手順の整備
- ・ その他必要な事項

4 地方農政局等における連絡体制及び参集体制の整備

- 3により定められた担当部局（以下「地方農政局等国民保護担当部局」という。）は、本省との情報連絡担当者をあらかじめ指定しておくものとする。
- 本省との情報連絡担当者（あらかじめ地方農政局等国民保護担当部局が定める代理となる者も含む。）は、平素から、緊急時に備え、確実に連絡がとれるよう努めるものとする。
- 地方農政局等国民保護担当部局は、本省との情報連絡担当者及びあらかじめ定められた代理となる者の氏名並びに連絡先を本省にあらかじめ登録しておくものとする。また、登録した事項に変更があった場合には変更の登録を行うものとする。
- 武力攻撃事態等における地方農政局等内の連絡体制、参集体制その他必要な事項については、地方農政局等の長が別に定めるものとする。

5 国民保護措置の実施機能等の確保

- (1) 本省及び地方農政局等は、武力攻撃事態等において、その対処の機能を果たし得るよう、平常時から、以下の措置を講ずるものとする。
 - ・ 庁舎内の危険物の安全管理、不審物対策等の安全性の確保
 - ・ 非常階段の整備、自家発電装置の整備、飲料水、消火用水等の確保
 - ・ 被災時に在庁する職員及び外来者の安全対策の整備
- (2) 行政機能の維持・確保のための体制整備
 - 本省及び地方農政局等は、この計画に定める措置の具体的な実施のため、平常時における武力攻撃事態等に備えた措置及び武力攻撃事態等における国民保護措置の業務処理手順の策定等必要な措置を講ずるものとする。
 - 本省各部局は、それぞれの所掌に係る国民保護措置の迅速かつ的確な実施のため、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

6 通信の確保

本省及び地方農政局等は、武力攻撃事態等における通信の確保を図るため、自然災害時の情報通信手段として確保している情報通信手段も活用し、通常の通信システムが利用困難となった際の非常連絡に有効な携帯電話、通信衛星システム等の確保を図るものとし、平素から設備の点検を定期的に実施するものとする。

この場合、水産庁は、漁業無線を通じた漁船への通信体制の確保にも留意するものとする。

また、防災訓練と併せて、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のため、本省と地方農政局等が連携し、通信訓練を実施するものとする。

7 特殊標章等の交付等の準備

- 農林水産省は、武力攻撃事態等において、農林水産省（地方農政局及び北海道農政事務所を含む。）、林野庁（森林管理局を含む。）又は水産庁の職員で国民保

護措置に係る職務を行う者、農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等に対し、これらの者又は当該国民保護措置に係るこれらの者が行う職務、協力等のために使用される場所等を識別させるため、必要に応じて、特殊標章等（国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）を交付し、又は使用させることができるよう、あらかじめ必要な準備を行うものとする。

- 農林水産省は、武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について関係者の理解を深めるため、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。

8 国民保護措置に関する職員への周知

本省及び地方農政局等は、国民保護措置に従事する職員に対して、国民保護法その他の関係法令、基本指針、この計画等の周知徹底を図るものとする。

9 国民保護措置に関する訓練

- 本省及び地方農政局等は、防災訓練と併せて実施するなど、国民保護措置に関する訓練を適時行うものとする。その際、所管する指定公共機関等の関係機関と共同して実施するよう努めるものとする。
- 上記訓練を実施した際には、本省及び地方農政局等は、訓練についての事後評価を行うものとする。

第2節 武力攻撃事態等に備えた措置

1 備蓄している物資の供給体制の整備等

- 農林水産省は、武力攻撃事態等において米穀、食糧用小麦等の供給不足が生じ、又は生ずるおそれがある場合に備え、備蓄している物資を速やかに供給することができるよう、体制を整備するものとする。
- 食料産業局、生産局及び政策統括官は、武力攻撃事態等において、その所管に係る稻、麦、大豆及び主要野菜の種子不足に対処するため、これらを備蓄すること等により、再生産に必要な種子の確保が図られるよう都道府県及び関係団体に助言するものとする。また、食料産業局は、独立行政法人種苗管理センターにおいて、種ばれいしょについて、不測時における種苗の緊急増殖体制の確立等による支援体制を整備するとともに、雑穀の種子について、備蓄を行うよう助言を行うものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

農林水産省は、武力攻撃事態等において、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、被災地域への応急用食料に関する調整ができるよう、以下により支援体制の整備に努めるものとする。

(1) 国民保護食料調達支援業務

武力攻撃事態等において、都道府県による避難住民等に対する応急用食料の調

達・供給について支援し、かつ、都道府県の自主性を尊重しつつ、武力攻撃事態等の際の都道府県による食料調達に関する相互支援の促進に資するため、都道府県等からの相談受付、要請に基づく相互支援に関するあっせん、食料調達に関する情報収集・提供等についての総合調整を行うものとする。

(2) 米穀等の調達・供給体制の整備

政策統括官は、武力攻撃事態等において食料の供給不足が生じ又は生ずるおそれがある場合に備え、農林水産省が備蓄している物資を速やかに供給することができるよう、都道府県知事又は市町村長等からの緊急の引渡しの要請に応じて引き渡す政府の所有する米穀等の引渡しに関し、必要な規定の整備等により体制を整備するものとする。

(3) その他の食料の調達・供給体制の整備

武力攻撃事態等が発生した場合、精米、パン、おにぎり、弁当、即席麺、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、水（ペットボトル）等について、関係業者又はその団体等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、日頃から、連絡先の情報の更新、分担体制の明確化、緊急連絡体制の構築等によって体制を整備するものとする。

また、これらの品目について、毎年定期的に、調達可能量（流通在庫量等）を調査し、各事業者の事業活動に支障を来さない範囲で、主要な地域ごとの供給可能量を関係都道府県に通知するものとする。

なお、当該調査及び通知は、農林水産省防災業務計画（昭和38年9月6日付け38総第915号農林事務次官依命通知）第2編第2章第1節1(7)②に基づく調査及び通知と兼ねることができるものとする。

3 生活関連等施設の安全確保

農林水産省所管の生活関連等施設の安全確保のため、それぞれの生活関連等施設の所管部局は、平素から、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 毒薬及び劇薬の取扱所

- 消費・安全局は、平素から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（専ら動物のために使用されることが目的とされているもので、同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。以下「毒薬等」という。）の取扱所を継続的に把握しておくものとする。
- 消費・安全局は、平素から、毒薬等の取扱所及び都道府県と緊密な連絡をとることとする。
- 消費・安全局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、専門的知見に基づき、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。
- 消費・安全局は、上記の安全確保の留意点の実施体制について、毒薬等の取扱所と緊密に連携しつつ整備することとする。

(2) 生物剤及び毒素の取扱所

- 消費・安全局は、平素から、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）のうち、別紙1に定めるものの取扱所（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令（平成7年政令第396号）第2条第2項の規定により、農林水産大臣が主務大臣とされているものに限る。以下同じ。）を継続的に把握しておくものとする。
- 消費・安全局は、平素から、生物剤等の取扱所及び都道府県と緊密な連絡をとることとする。
- 消費・安全局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、専門的知見に基づき、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。
- 消費・安全局は、上記の安全確保の留意点の実施体制につき、生物剤等の取扱所と緊密に連携しつつ整備することとする。

(3) 農業用ダム

農村振興局は、国営土地改良事業で造成された農業用ダムの安全管理を確保するため、以下の措置を講ずるものとする。

- 農林水産省が管理する農業用ダムの安全管理を確保するため、平素から、地方農政局、国土交通省北海道開発局（以下「北海道開発局」という。）及び沖縄総合事務局の土地改良施設管理担当部局を通じ、管理者に対し、都道府県、市町村、都道府県警察、消防機関等の関係機関との連携の確保、各ダムの特性に応じた点検及び監視活動の体制の整備等について、必要な指示を行うものとする。
- 管理を委託している農業用ダムの安全管理を確保するため、平素から、地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の土地改良施設管理担当部局を通じ、管理受託者に対し、都道府県、市町村、都道府県警察、消防機関等の関係機関との連携の確保、各ダムの特性に応じた点検及び監視活動の体制の整備等について、必要な指示を行うものとする。

(4) 農林水産省の管理に係る危険物質等の取扱所

農林水産省は、その管理に係る施設のうち、放射性同位元素、毒薬等、生物剤等その他の国民保護法第103条第1項の危険物質等の取扱所に該当するものについて、当該施設の所管課と当該施設との間で、武力攻撃事態等における安全確保措置を定めておくものとする。その際、当該措置については、該当する危険物質等に係る施設の安全確保の留意点等を踏まえ、必要に応じ、関係機関の助言を求めるものとする。

4 N B C攻撃等による汚染農林水産物及びその加工食品の安全性確認

- 農林水産省は、N B C攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）等による汚染農林水産物及びその加工食品の安全

性確認に関して政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、平素から、以下の措置を講ずるものとする。

- ・ 内閣府食品安全委員会、厚生労働省等の食品安全関係府省との間の情報連絡窓口の設置
 - ・ 農林水産物の生産から食品の販売に至る各段階における食中毒や危害要因に関する情報の収集
 - ・ 食品安全関係府省との相互に緊密な情報の共有
- 消費・安全局は、N B C 攻撃等による汚染農林水産物及びその加工食品の安全性確認への対応について、省内関係部局と連携して迅速に行えるよう、平素から、農林水産省食品安全緊急時対応基本指針（平成16年2月農林水産省消費・安全局決定）の見直し、その他必要なマニュアル等の整備を図るものとする。
- 消費・安全局、農林水産技術会議事務局及び水産庁は、所管する独立行政法人等において分析可能な汚染物質の種類、分析能力等の情報について、あらかじめ整備しておくとともに、所管する独立行政法人等について、N B C 攻撃等に利用される危害要因の分析に必要な調査、研究等が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 武力攻撃原子力災害に対する備え

- 水産庁は、原子力発電施設等立地地域において住民の安全の確保を図るため、避難拠点となる漁港の道路、岸壁等の整備に努めるものとする。
- 農林水産省は、原子力規制委員会、原子力関連施設を所管する経済産業省及び文部科学省並びに原子力関連施設の所在する地方公共団体等との連携の確保に努めるとともに、これら関係機関と協力し、平素における訓練の実施、原子力災害時の対応について農林漁家を含む地域住民等への普及啓発を行うものとする。
- 農林水産省は、所管する独立行政法人について、原子力災害に対する調査・研究が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

6 武力攻撃による海上油汚染災害に対する備え

(1) 危機管理体制の整備

- 水産庁は、武力攻撃等による漁場油汚染の軽減及び油汚染の処理について、現場での速やかな対応ができる防除指導者を養成することを目的として、平素から、関係団体と連携して漁業者等を対象とした、現場における実技指導を含めた講習会等を行うものとする。

また、武力攻撃等による漁場油汚染被害対策に資する普及啓発を行うものとする。

- 水産庁は、武力攻撃により発生した漁場油汚染被害に迅速に対応するため、関係行政機関、都道府県等との連絡体制の整備を図るものとする。

(2) 海上油汚染災害に関する試験研究及び調査の推進

水産庁は、油汚染災害対策の計画的かつ効果的推進を図るため、独立行政法人等において、油汚染による漁場環境及び漁場資源への影響等に関する研究が行わ

れるよう必要な措置を講ずるものとする。

(3) 海上油汚染災害対策に対する備え

水産庁は、武力攻撃事態等による油汚染災害によって生じる漁業被害の拡大防止及び軽減を図るため、海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報を収集・整理し、関係行政機関等において情報を共有化するとともに、情報図等の内容を充実させ、関係行政機関等で有効活用できる体制を整備するものとする。

7 武力攻撃による林野火災に対する備え

- 林野庁は、地方公共団体等との連携・協力体制の下で、防火線、防火樹林帯、防火林道の整備、森林所有者等林業関係者に対する広報活動等を行うことにより、武力攻撃による林野火災の予防に努めるものとする。
- 林野庁は、所管する独立行政法人について、林野火災延焼拡大防止対策等についての調査・研究が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

8 避難住民の適切な誘導のための備え

農林水産大臣、林野庁長官、水産庁長官及び地方農政局等の長は、平素からの備えとして、競馬場その他の多数の者が利用する施設の管理者に対して、警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請するものとする。

9 家畜の保護に関する備え

生産局は、家畜の所有者、地方公共団体等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家畜の保護やその支援のための連絡体制、関係団体及び都道府県との役割分担や協力体制について、あらかじめ整備するものとする。

第2章 武力攻撃事態等における措置

第1節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 非常参集

連絡会議事務局及び地方農政局等国民保護担当部局は、武力攻撃事態等が発生した際には、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ連絡会議が定める非常参集基準に従い、必要な職員を参集するものとする。

2 農林水産省国民保護対策本部等の設置

(1) 農林水産省国民保護対策本部の設置

- 農林水産大臣は、武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部（事態対処法第10条第1項の事態対策本部をいう。以下「政府対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に農林水産大臣を本部長とする農林水産省国民保護対策本部（以下「本省対策本部」という。）を設置する。本省対策本部は次の業務を行う。
 - ・ 国民保護措置の実施に関する農林水産省内の総括及び総合調整
 - ・ 政府対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
 - ・ 政府対策本部、関係省庁等から収集した情報の農林水産省内関係部局への提供
 - ・ 省内関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
 - ・ 国民保護措置の実施状況等に関する広報活動の総括
 - ・ その他国民保護措置の実施に関し必要な業務
- 本省対策本部の事務の円滑な遂行のため、事務局を設置する。
- 本省対策本部の組織、職務代理の順その他必要な事項については、別に定める。
- 本省対策本部を設置した場合には、政府対策本部、関係省庁、地方公共団体、所管する指定公共機関等に本省対策本部の連絡窓口等を通知するものとする。

(2) 地方農政局等国民保護対策本部の設置

- 地方農政局等の長は、本省対策本部の設置に併せて、必要に応じ、地方農政局等の長を本部長とする地方農政局等国民保護対策本部（以下「地方農政局等対策本部」という。）を設置するものとする。
- 地方農政局等対策本部の構成員は、地方農政局等の長が指名する者をもって充てる。
- 地方農政局等対策本部の事務の円滑な遂行のため、事務局を設置する。

3 広報

本省対策本部及び地方農政局等対策本部が設置された場合には、それぞれの事務局は、速やかにその旨を公表するものとする。

4 職員の派遣

- 農林水産省は、必要に応じて、関係職員を政府対策本部に派遣するものとする。
- 農林水産大臣、林野庁長官、水産庁長官及び地方農政局等の長は、武力攻撃災害が発生した場合には、必要に応じ、関係職員を被災地又は近隣地域に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行わせるものとする。
- 農林水産大臣、林野庁長官、水産庁長官及び地方農政局等の長は、国民保護法第29条第3項の規定により都道府県対策本部長（国民保護法第28条第1項に規定する都道府県国民保護対策本部長をいう。）から職員の派遣の求めがあったときは、速やかにその指名する職員を派遣するものとする。
- 農林水産大臣、林野庁長官、水産庁長官及び地方農政局等の長は、国民保護法第151条第1項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣要請があつたとき又は国民保護法第152条第1項の規定により職員の派遣のあっせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するものとする。

5 国民保護措置の実施機能等の確保

- 本省及び地方農政局等の庁舎が被災した場合等には、代替施設において国民保護措置を実施できるよう努めるものとする。
- 本省及び地方農政局等は、武力攻撃事態等において、その対処の機能を果たし得るよう、庁内放送による職員及び外来者に対する警報、避難指示の伝達、避難の誘導等の措置を講ずるものとする。

6 特殊標章等の交付

- 農林水産大臣、林野庁長官又は水産庁長官は、武力攻撃事態等において、それぞれ農林水産省（地方農政局及び北海道農政事務所を含む。）、林野庁（森林管理局を含む。）又は水産庁の職員で国民保護措置に係る職務を行う者、農林水産大臣、林野庁長官又は水産庁長官が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等に対し、これらの者又は当該国民保護措置に係るこれらの者が行う職務、協力等のために使用される場所等を識別させるため、別に定める要綱により、特殊標章等を交付し、又は使用させるものとする。
- この場合、農林水産大臣、林野庁長官又は水産庁長官が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等の交付等は、原則として当該対象者からの交付の申請に基づき行うものとする。ただし、特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認められるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。
- 武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないことから、農林水産省は、特殊標章等の交付又は使用の許可を受けた者に対し、以下のとおり取り扱うよう周知徹底を図るものとする。
 - ・ 交付又は使用の許可を受けた特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならないこと

- ・ 国民保護措置に係る職務等を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならないこと
- ・ 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務等のために使用されていなければならないこと

7 情報の収集及び提供

(1) 被災情報の収集及び提供

- 本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関は、別紙2に定めるところにより、被災情報を収集し、速やかに本省対策本部事務局に報告するものとする。
- 本省対策本部事務局は、本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関から収集した被災情報を整理するものとする。
- 本省対策本部長は、上記により整理された情報を速やかに政府対策本部長（事態対処法第11条第1項の事態対策本部長をいう。以下同じ。）に報告するとともに、関係機関、国民等への提供を適時かつ適切に実施するものとする。

(2) 国民保護措置の実施状況の収集及び提供

- 本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関は、それぞれの所掌に係る国民保護措置を実施した場合には、その実施状況を整理し、別紙2に定めるところにより、速やかに本省対策本部事務局に報告するものとする。
- 本省対策本部事務局は、本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関から収集した国民保護措置の実施状況を整理するものとする。
- 本省対策本部は、上記により整理された情報を政府対策本部、関係機関、国民等へ適時かつ適切に提供するものとする。

8 通信の確保

農林水産省は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、必要に応じ、通信衛星システム等の情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧に努めるものとする。また、直ちに総務省にその状況を連絡するものとする。

9 地方公共団体の長が実施する安否情報の収集に対する協力

農林水産省は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に伴い入手した安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するものとする。

この場合、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第2節 武力攻撃事態等における国民保護措置

1 住民の避難に関する措置

(1) 武力攻撃の兆候等に係る情報収集

本省対策本部は、武力攻撃事態等において、本省各部局及び地方農政局等を通じて、武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び分析に努めるとともに、これらの情報を入手したときは、直ちに政府対策本部に報告するものとする。

(2) 警報

○ 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、国民保護法第45条第1項の規定による警報の通知を受けたときは、直ちに別に定めるところにより、その内容を管轄する指定地方行政機関の長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知するものとする。

また、国民保護法第51条第1項の規定による警報の解除が行われたときも同様とする。

○ 上記の警報の通知に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ・ 事態の緊急性に鑑み、本省対策本部の了解を得て、警報の通知を行うものとする。
- ・ 通知は迅速を旨とし、ファクシミリ等により送付するものとする。ただし、ファクシミリ等の使用が困難又は不能の場合は、その他の手段により文書によらないで通知することができるものとする。
- ・ 水産庁は、武力攻撃事態等において、所有する漁業取締船、所管する独立行政法人所有船等の安全確保に努めるとともに、関係団体等を通じた漁業無線による漁船の安全確保について注意喚起を行うものとする。

(3) 避難措置の指示

○ 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、国民保護法第52条第4項の規定による避難措置の指示の通知を受けたときは、直ちに、その内容を管轄する指定地方行政機関の長及び所管する指定公共機関に通知するものとする。

また、国民保護法第53条第1項の規定による避難措置の指示の解除が行われたときも同様とする。

○ 上記の避難措置の指示の通知に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ・ 事態の緊急性に鑑み、本省対策本部の了解を得て、避難措置の指示の通知を行うものとする。
- ・ 通知は迅速を旨とし、ファクシミリ等により送付するものとする。ただし、ファクシミリ等の使用が困難又は不能の場合は、その他の手段により文書によらないで通知することができるものとする。

(4) 応急用食料の調達・供給

武力攻撃事態等における住民の避難に際し、2(1)に定める措置に準じて、応急用食料の調達・供給に努めるものとする。

2 避難住民等の救援に関する措置

(1) 応急用食料の調達・供給

武力攻撃事態等が発生した場合において、応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、都道府県と密接な連携の下に、次により、迅速かつ適切

な調達・供給に努めるものとする。

- 本省対策本部及び地方農政局等は、都道府県からの食料調達に関する要請等に対応するため、緊急連絡体制を直ちに整備するものとする。
- 本省対策本部は、都道府県による食料調達を支援するため、関係都道府県、政府対策本部、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。
- 地方農政局等の長は、都道府県と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況及び供給必要量を把握し、速やかに本省対策本部に報告するものとする。調達・供給開始後はその状況について速やかに本省対策本部に報告するものとする。
- 本省対策本部は、毎年定期的に実施する調達可能量調査の結果等を踏まえ、応急用食料（出荷要請をする物資を含む。）の供給可能量を住民の避難先となる都道府県に提示するとともに、その他の生鮮食料品等についても、全国的・地域的な需給動向を把握して逐次供給可能量を提示するものとする。
- 本省対策本部は、都道府県知事からの具体的な要請があった応急用食料について、自ら備蓄しているものについては速やかに供給するとともに、その他のものについては当該物資の所管部局を通じて関係業者又はその団体等に対し出荷要請を行うものとする。
- 本省対策本部は、関係業者又はその団体等からの応急用食料の無償提供の申し出があった場合には、速やかにその取りまとめを行い、関係都道府県に連絡するとともに、当該都道府県と協議の上、輸送手段のあっせん等供給体制の確保を図るものとする。

(2) 応急仮設住宅の建設に必要な資材の確保

応急仮設住宅等の建設に必要な資材が不足し、都道府県知事から資材の調達について支援を求められたときは、林野庁は、被災地域及び全国の木材需給動向を把握し、必要に応じ、関係団体等に用材等の供給の要請等を行うものとする。

(3) 緊急物資の運送の確保

- 本省対策本部は、避難住民等の救援に必要な物資、資材等の運送の確保のため、政府対策本部、関係都道府県、関係行政機関、関係業者又はその団体等と必要な調整を行うものとする。
- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、必要に応じて、避難住民等の救援に必要な物資、資材等の緊急物資の運送のために、国民保護法第79条第1項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関に対し、緊急物資の運送を求めるものとする。

(4) 海外からの支援の受入れ

- 本省対策本部は、政府対策本部により海外からの支援の受入計画が示された場合には、当該計画に基づき、当該海外からの支援を受け入れ、適切に配分するものとする。
- 消費・安全局及び植物防疫所は、海外からの支援物資としての植物の受入れについては、その緊急性に鑑み、輸入及び国内での利用が円滑に行えるよう検疫に関する取扱いについて特段の配慮をするものとする。

- 消費・安全局及び動物検疫所は、海外からの支援物資等のうち畜産物及び災害救助犬の受入れについては、その緊急性に鑑み、輸入及び国内での利用が円滑に行えるよう検疫に関する取扱いについて特段の配慮をするものとする。

3 武力攻撃災害への対処に関する措置

農林水産省は、武力攻撃事態等に対処するため、関係行政機関、地方公共団体及び所管する指定公共機関と相互に連携協力し、必要に応じて、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 毒薬及び劇薬の取扱所

ア 武力攻撃事態等における措置

- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事が毒薬等の取扱所の管理者に対して行う安全の確保のための要請を待ついとまがないときは、国民保護法第102条第2項の規定に基づき、速やかに関係機関の意見を聴いて、毒薬等の取扱所の管理者に対し、あらかじめ定めた安全確保の留意点に係る措置を講ずるよう要請を行うとともに、当該毒薬等の取扱所が所在する都道府県の知事に対し、当該要請を行った旨を通知するものとする。
- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、国民保護法第103条第2項の規定に基づき、必要に応じ、毒薬等の取扱所の管理者に対し、当該取扱所の警備の強化を求めるものとする。
- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、国民保護法第103条第3項の規定に基づき、必要に応じ、毒薬等の取扱所の管理者に対し、当該取扱所の使用の一時停止等の措置を講ずべきことを命ずるものとする。その際、当該措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、毒薬等の取扱所の管理者に対し、毒薬等の管理の状況について報告を求めるものとする。ただし、緊急の必要があると認めるときは、取扱所の管理者からの報告を待たずに必要な措置を命ずるものとする。
- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、毒薬等の取扱所の管理者に対し、取扱所の使用の一時停止等の措置を講ずべきことを命じた場合には、当該措置の実施後速やかに、措置の実施状況について農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官に報告を行うよう求めるとともに、当該毒薬等の取扱所が所在する都道府県の知事に対し、当該措置を命じた旨及びその実施状況を通知するものとする。

イ 武力攻撃災害発生時における措置

- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、毒薬等の取扱所において武力攻撃災害が発生した場合は、毒薬等の取扱所の管理者に対し、安全の確保に配慮した上で、被害状況の報告を行うよう求めるものとする。
- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、毒薬等の取扱所の管理者

からの被害状況の報告を踏まえ、必要に応じて、当該管理者に対する指導、助言を行うとともに、地方農政局等と連絡を取りつつ、都道府県警察、消防機関等に対して支援を求め、被害の拡大防止のための措置を講ずるものとする。

② 生物剤及び毒素の取扱所

ア 武力攻撃事態等における措置

- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事が生物剤等の取扱所の管理者に対して行う安全の確保のための要請を待ついとまがないときは、国民保護法第102条第2項の規定に基づき、速やかに関係機関の意見を聴いて、生物剤等の取扱所の管理者に対し、あらかじめ定めた安全確保の留意点に係る措置を講ずるよう要請を行うとともに、当該生物剤等の取扱所が所在する都道府県の知事に対し、当該要請を行った旨を通知するものとする。
- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、国民保護法第103条第2項の規定に基づき、必要に応じ、生物剤等の取扱所の管理者に対し、当該生物剤等の取扱所の警備の強化を求めるものとする。
- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、国民保護法第103条第3項の規定に基づき、必要に応じ、生物剤等の取扱所の管理者に対し、当該取扱所の使用の一時停止等の措置を講ずべきことを命ずるものとする。その際、当該措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、生物剤等の取扱所の管理者に対し、生物剤等の管理の状況について報告を求めるものとする。ただし、緊急の必要があると認めるときは、取扱所の管理者からの報告を待たずに必要な措置を命ずるものとする。
- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、生物剤等の取扱所の管理者に対し、取扱所の使用の一時停止等の措置を講ずべきことを命じた場合には、当該措置の実施後速やかに、措置の実施状況について農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官に報告を行うよう求めるとともに、当該生物剤等の取扱所が所在する都道府県の知事に対し、当該措置を命じた旨及びその実施状況を通知するものとする。

イ 武力攻撃災害発生時における措置

- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、生物剤等の取扱所において武力攻撃災害が発生した場合は、当該生物剤等の取扱所の管理者に対し、安全の確保に配慮した上で、被害状況の報告を行うよう求めるものとする。
- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、生物剤等の取扱所の管理者からの被害状況の報告を踏まえ、必要に応じて、当該管理者に対する指導、助言を行うとともに地方農政局等と連絡を取りつつ、都道府県警察、消防機関等に対して支援を求め、被害の拡大防止のための措置を講ずるものとする。

③ 農業用ダム

ア 武力攻撃事態等における措置

農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

- 国営土地改良事業で造成された農業用ダムのうち自ら管理を行うものについて、情報収集及び連絡体制の強化、点検及び監視体制の強化、必要最小限の貯水量への変更等必要な措置を講ずるものとする。
- 国営土地改良事業で造成された農業用ダムのうち管理を委託しているものについて、管理受託者に対し、情報収集及び連絡体制の強化、点検及び監視体制の強化、必要最小限の貯水量への変更等について、必要な指示を行うものとする。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を管理受託者に対し隨時十分に提供すること等により、当該管理受託者及びその他当該施設に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。
- 国営土地改良事業以外の事業で造成された農業用ダムの安全の確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該ダムの管理者に対し、情報収集及び連絡体制の強化、点検及び監視体制の強化、必要最小限の貯水量への変更等について、必要な要請を行うものとする。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を管理者に対し隨時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者の安全確保に十分配慮するものとする。また、当該要請を行ったときは、直ちに、その旨を当該ダムの所在する都道府県の知事に通知するものとする。
- 農業用ダムの管理者から、安全の確保に関し支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など安全確保のため必要な支援を行うよう努めるものとする、また、支援の求めがない場合においても、自ら必要があると認めるときは、安全確保に関し支援を行うものとする。

イ 武力攻撃災害発生時における措置

農業用ダムに係る武力攻撃災害が発生した場合において、4(4)に定めるところにより応急の復旧を行うとともに、5に定めるところにより復旧を行うものとする。

④ 農林水産省の管理に係る危険物質等の取扱所

ア 武力攻撃事態等における措置

農林水産省は、武力攻撃事態等において、その管理に係る施設のうち、放射性同位元素、毒薬等、生物剤等その他の国民保護法第103条第1項の危険物質等の取扱所に該当するものについて、速やかに、あらかじめ定めておいた安全確保措置を講ずるものとする。

イ 武力攻撃災害発生時における措置

農林水産省は、その管理に係る国民保護法第103条第1項の危険物質等

の取扱所において武力攻撃災害が発生した場合は、当該施設の被害状況を踏まえ、必要に応じて、危険物質等を所管する省庁の助言を求めるとともに、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対して支援を求め、被害の拡大防止のための措置を講ずるものとする。

(2) N B C 攻撃等による汚染農林水産物及びその加工食品の安全性確認

① 安全性確認のための調査

- 本省対策本部は、都道府県が実施する農林水産物及びその加工食品の安全性確認のための調査に関し、内閣府食品安全委員会、厚生労働省等の食品安全関係府省と連携の上、必要に応じて助言を行うものとする。
- 本省対策本部は、都道府県が実施した安全性確認のための分析結果について、報告を求めるものとする。
- 農林水産大臣は、農林水産物及びその加工食品への汚染状況等の分析の実施、専門家の派遣等について、都道府県からの協力要請があった場合、できる限り早く分析結果が得られるように対応することとし、農林水産省の所管する独立行政法人に協力を要請するほか必要な措置を講ずるものとする。その際、本省対策本部は、担当部局を通じて必要な連絡調整を図るものとする。
- 本省対策本部は、都道府県から依頼された検体の分析結果を得た場合には、速やかに都道府県に連絡するとともに、内閣府食品安全委員会、厚生労働省等の食品安全関係府省へ情報提供を行うものとする。

② 汚染食料品の出荷規制等の要請

- 農林水産省は、厚生労働省と協力し、①による調査等の結果、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。
- 本省対策本部は、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等に際して、当該飲食物の健康への影響の程度、当該汚染食料品の生産等の範囲、識別方法等に関する情報を、国民に対して、迅速、正確かつ分かりやすく提供するよう努めるものとする。
 - ・ 表示制度で義務付けられている原産地、製造業者等の表示により、消費者が汚染食料品を識別できる場合には、その識別方法を具体的に消費者に周知する。
 - ・ 表示制度で義務付けられている表示だけでは汚染食料品を識別できない場合であって、生産者や事業者が自ら汚染食品でないことを強調して表示することが想定される場合には、これらが適正に行われるよう、関係者を指導する。
- 国民保護法第108条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、汚染され、又は汚染された疑いのある飲食物等の廃棄等の措置を命じようとする際には、農林漁業の生産資材や生産環境を汚染し、結果として飲食物の汚染が拡大することができないよう、適切に行われるよう配慮するものとする。
- ③ 飲食料品の消費行動の混乱とそれに伴う経済的被害の防止

○ 農林水産省は、内閣府食品安全委員会、厚生労働省等の食品安全関係府省と連携して、上記①及び②の措置を適切に行うことにより、飲食料品の消費行動の混乱とそれに伴う経済的な被害の防止に努めるものとする。その際、措置の実施に関するコストが著しく過大なものとならないように留意するものとする。

○ 特に、①による調査等の結果、安全性が確認された飲食料品については、当該調査等の結果及び安全性確認に係る科学的事実を、迅速、正確かつ分かりやすく、広く国民に周知するものとする。

また、安全性が確認された飲食料品の流通上の適切な対応について、関係機関への要請等を行うものとする。

(3) 武力攻撃原子力災害に対する対処

○ 大臣官房は、原子力災害が発生した場合、その応急対策を迅速に行うため、職員の安全の確保に配慮した上で、発生状況等の情報を収集し、関係行政機関、本省対策本部等に報告するものとする。

○ 地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局等は、次により、本省対策本部に報告を行うものとする。

- ・ 地方農政局は、原子力災害発生都道府県及び周辺都道府県の農林水産業に関する影響並びに原子力災害対策の実施に必要な参考事項等を収集し、速やかに報告するものとする。
- ・ 北海道農政事務所及び沖縄総合事務局は、所管の施設等について、原子力災害による影響及び原子力災害対策の実施に必要な参考事項等について速やかに報告するものとする。
- ・ 森林管理局及び森林技術総合研修所は、所管の林野及び施設等について、原子力災害による影響及び原子力災害対策の実施に必要な参考事項等について速やかに報告するものとする。
- ・ 漁業調整事務所は、所管の施設等について、原子力災害による影響及び原子力災害の対策の実施に必要な参考事項等について速やかに報告するものとする。

○ 汚染農林水産物等の安全性確認、汚染食料品の出荷規制等の要請、消費行動の混乱とそれに伴う経済的被害の防止対策については、(2)に準じて必要な措置を講ずるものとする。

(4) 武力攻撃による海上油汚染災害に対する対処

○ 水産庁は、武力攻撃による海上油汚染災害が発生した場合、その応急対策を迅速に行うため、職員の安全の確保に配慮した上で、油の流出量、漁業被害の発生状況等の情報を収集し、関係行政機関、本省対策本部等に報告するものとする。

○ 水産庁は、武力攻撃による海上油汚染災害が発生した場合、被災地域以外の都道府県及び関係団体における油防除資機材の保有状況について、被災都道府県へ情報提供を行うとともに、被災都道府県における油防除資機材の調達が円滑に実施できるよう必要な支援を行うものとする。

- 水産庁は、所属する船舶により、関係機関と連携をとりつつ、海上での流出油の漂流及び沿岸への漂着状況を把握し、状況に応じた操業が行えるよう関係者に対し情報提供を行うものとする。
- 水産庁は、地域住民やボランティアによる自発的な活動に対し、安全の確認のために必要な情報の提供及び活動環境の整備を図るものとする。
- 水産庁は、漁業経営の安定、漁場の再生等を行うため、関係行政機関と連携し、必要に応じて、海上油汚染災害による水産資源への影響調査の実施、漁場の整備、沿岸域の環境保全、水産物の流通支援等水産関連事業、漁港・海岸等の災害復旧を推進するものとする。
- 水産庁は、安全な水産物の供給を確保するため、油の付着の有無に関する検査（視覚、聴覚等による官能検査）の実施について、生産者団体等を指導するものとする。
- 水産庁は、油汚染災害周辺地域の水産物の消費行動の混乱とそれに伴う経済的被害の防止を図るため、国民に対し、安全性が確認された水産物について、その情報の周知徹底を図るとともに、流通上の適切な対応について、関係機関への要請等を行うものとする。

(5) 武力攻撃による林野火災に対する対処

- 林野庁は、林野火災が発生した場合、その応急対策の迅速な実施に資するため、職員の安全の確保に配慮した上で、国有林については森林管理局を通じ、民有林については、都道府県の協力を得て、発生状況等の情報を収集し、関係行政機関、本省対策本部等に報告するものとする。
- 林野庁は、関係行政機関等と連携の上、林野火災の状況に応じて森林被害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 林野庁は、地域住民やボランティアによる自発的な活動に対し、安全の確保のために必要な情報の提供及び活動環境の整備を図るものとする。

(6) 家畜の保護に関する配慮

生産局は、武力攻撃事態等において家畜の所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家畜の保護又は適正な飼養等の活動を支援するため、自らの判断により、又は、都道府県からの要請に基づき、関係団体等に対する家畜の移動手段、移動先、飼料等の確保の要請、家畜の所有者や地方公共団体等に対する情報提供等必要な措置を講ずるものとする。

(7) 農林水産業に係る被害の拡大防止対策

① 農作物の病害虫の防除

消費・安全局は、武力攻撃事態等による避難措置等により、一時的に病害虫防除が行われなくなること等による病害虫の発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、職員の安全の確保に配慮した上で、以下の措置を講ずるものとする。

ア 発生予察事業の強化

病害虫の発生を早期に発見するため、災害の種類、時期、程度、地域等を考慮し、特に発生が予想される病害虫に重点をおいて、発生予察を強化する

とともに、その結果を速やかに公表し、予察組織、防除組織及び普及組織を通じて情報伝達の徹底を図るものとする。

イ 防除機具の計画的使用

病害虫防除を迅速かつ適切に行うため、都道府県及び市町村における防除機具の保有状況を考慮し、計画的使用による効率化を図るとともに、必要に応じ、ヘリコプターによる空中散布等の緊急対策を講ずるものとする。

ウ 防除体制の整備

都道府県及び市町村における防除基準の作成、病害虫防除組織の強化並びに高性能大型防除機具の整備促進に必要な助言を行うものとする。

② 家畜の伝染性疾患の発生予察及びまん延防止対策

消費・安全局は、都道府県が家畜の伝染性疾患の発生を予防するため、被災地域の農家に立ち入り、検査等を実施し、その結果に基づき必要に応じ消毒等の徹底を図る等の措置を迅速かつ適切に実施できるよう、防疫計画の作成及びその円滑な運用のための体制整備について、必要な助言を行うものとする。

③ 種子等の供給

消費・安全局、食料産業局、生産局及び政策統括官は、武力攻撃災害に伴い、その所管に係る主要農作物（稻、麦及び大豆）の種子、種ばれいしょ、雑穀及び主要野菜の種子その他営農上必要な肥料・農薬等の資材の供給が不足し、又は不足することが見込まれる場合には、関係省庁とも連携し、都道府県及び関係団体等を通じて、必要な種子又は資材の確保に関する地域間の調整を行うとともに、円滑な供給が図られるよう必要な助言を行うものとする。

④ 漁場及び魚介類に対する被害拡大防止

水産庁は、武力攻撃により流出土砂、有害物質等が漁場に流れ込み、漁場及び魚介類へ影響を与えることが想定される場合、モニタリング調査等被害拡大の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 荒廃林地等の被害拡大防止

林野庁は、武力攻撃による荒廃林地等について、二次的な災害による被害の拡大を防止するため、4(4)に定める応急の復旧その他必要な措置を講ずるものとする。

4 国民生活の安定に関する措置

(1) 生活関連物資等の価格の安定等

○ 農林水産省は、武力攻撃事態等において、所管する生活関連物資等（食料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務）の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、以下の措置を講ずるものとする。

- ・ 食料等の製造業者、販売業者等に対する需給・価格動向等の調査・監視
- ・ 食料等の需給・価格動向等に関する情報を基に、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保、買占め、売惜しみ及び便乗値上げの防止等の要請

- ・ 生産者及び生産者団体に対する農産物の計画的な早期集荷や規格外品の出荷の促進の要請
 - ・ 食品産業事業者に対する廃棄の抑制、規格外品の流通等についての取組の促進
- 農林水産省は、所管する生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。また、農林水産省は、必要に応じて独立行政法人農林水産消費安全技術センターに対して、その緊急相談窓口の設置を要請するものとする。
- 農林水産省は、米穀、食糧用小麦等の供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、備蓄している物資の活用を検討するものとする。
- 農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、武力攻撃事態等に際して、所管する生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて政府対策本部長にその旨を報告するものとする。
- 農林水産省は、所管する生活関連物資の価格の安定や供給の安定のための対策を実施するに当たっては、政府対策本部、関係省庁等と緊密に連携し、①生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく物資の売渡しの指示及び命令、②国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく物資の標準価格の決定、生産・保管・売渡しの指示、③物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統制額の指定その他の適切な措置を講ずるものとする。

(2) 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等

農林水産省は、その所掌に係る、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく措置の必要性を検討する。

また、国民保護法第131条により政令が定められ、当該措置を講ずることが特に必要と認められる場合には、実施のための必要な措置を講ずるものとする。

(3) 避難住民等の生活の安定のための措置

○ 農林水産省は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合に、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫により、被災農林漁業者に対し、施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための低利融資等が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

○ 農林水産省は、武力攻撃事態等において、被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、関係金融機関等に対し、資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等の要請を行うものとする。

(4) 応急の復旧

○ 農林水産省は、職員の安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、農林水産省が管理する農林水産関連施設等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

- 農林水産省は、都道府県知事等からの求めに基づき、専門的知識を有する職員の派遣、資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置を講ずるものとする。
- 農林水産省は、地方公共団体等の施設の管理者に対して、必要に応じ、安全の確保に配慮した上で、以下の措置を講ずるよう要請するものとする。
 - ・ 二次的な山地災害のおそれのある荒廃林地について、関係住民に周知を図り、不安定な土砂の除去、防護柵の設置等の応急対策を実施するほか、倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、その除去など応急対策を講ずること
 - ・ 二次的な山地災害のおそれのある農地・農業用施設、地すべり防止区域及び海岸保全施設について、関係住民に周知を図り、不安定な土砂等の除去、防護柵の設置等必要な応急対策を講ずること
 - ・ 被災者の生活の維持のために必要な集落排水処理施設、営農飲雜用水、災害時に取水することができるよう緊急的利用に備えて整備された農業用用排水等の施設の点検、応急復旧等を行うこと
 - ・ 農道、林道、漁港区域内の航路等の緊急輸送の確保等のため必要な施設について、障害物の除去、点検、応急復旧等を行うこと
- 農林水産省は、応急の復旧が円滑に実施できるよう、保有する土地改良機械の所在地、台数及び整備の状況を常時把握するとともに、武力攻撃災害が発生し、応急の復旧に当たって機械の導入が必要なときは、直ちに被災地における機械の必要台数、全国の転用可能台数等を調査し、必要に応じ、地方農政局間における管理換、地方公共団体に対する貸付け等の措置を講ずるものとする。
また、災害応急対策又は災害復旧に必要な土木、機械等についての知識又は経験を有する技術者の数及びその配置状況並びにこれらの者の技術、知識又は経験の程度を常時把握するとともに、武力攻撃災害が発生した場合に、都道府県からの求めに基づき、安全の確保に配慮した上で、職員を派遣する等必要な措置を講ずるものとする。

5 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(1) 災害復旧の実施方針

- 農林水産省は、武力攻撃災害の復旧に関し財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでは、武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、(2)に定めるところにより、迅速な復旧に向けて必要な措置を講ずるものとする。
なお、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、武力攻撃災害による被災の状況等を踏まえて行われる本格的な復旧に向けての国全体としての方向性についての検討結果を踏まえ、適切に対応するものとする。
- 農林水産省は、武力攻撃災害の復旧に関し財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備された後は、当該法制に基づき、適切に武力攻撃災害の復旧を行うものとする。

(2) 災害復旧に向けた取組

- 農林水産省は、農林水産省が管理する農林水産関連施設等について、可能な限り迅速に被害状況の把握に努めるとともに、現地に災害復旧の専門家の派遣を行う等により、速やかに復旧を行うものとする。
- 農林水産省は、地方公共団体等が行う復旧のための措置について、必要な支援を行うものとする。
- 農林水産省は復旧に当たり、都道府県からの要請等に応じて、所管する独立行政法人等に対し、専門的知見を有する職員の派遣の要請及び技術的助言の要請を行うものとする。

第3章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

1 農林水産省緊急対処事態対策本部等の設置

(1) 農林水産省緊急対処事態対策本部の設置

- 農林水産大臣は、政府に緊急対処事態対策本部（事態対処法第23条第1項の緊急対処事態対策本部をいう。以下同じ。）が設置された場合には、直ちに、本省に農林水産大臣を本部長とする農林水産省緊急対処事態対策本部（以下「本省緊急対処事態対策本部」という。）を設置する。本省緊急対処事態対策本部は次の業務を行う。
 - ・ 緊急対処保護措置の実施に関する農林水産省内の総括及び総合調整
 - ・ 緊急対処事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
 - ・ 緊急対処事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の省内関係部局への提供
 - ・ 省内関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
 - ・ 緊急対処保護措置の実施状況等に関する情報の取りまとめ
 - ・ 緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報活動の総括
 - ・ その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項
- 本省緊急対処事態対策本部の構成員は、農林水産大臣が指名する者をもって充てる。
- 本省緊急対処事態対策本部の事務の円滑な遂行のため、事務局を設置する。

(2) 地方農政局等緊急対処事態対策本部の設置

- 地方農政局等の長は、本省緊急対処事態対策本部の設置に併せて、必要に応じ、地方農政局等の長を本部長とする地方農政局等緊急対処事態対策本部を設置するものとする。
- 地方農政局等緊急対処事態対策本部の構成員は、地方農政局等の長が指名する者をもって充てる。
- 地方農政局等緊急対処事態対策本部の事務の円滑な遂行のため、事務局を設置する。

2 緊急対処保護措置等の実施

- 緊急対処保護措置については、はじめに及び第1章に定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針等並びに第2章に定める国民保護措置に準じて適宜行うものとする。

この場合において、国民保護法第45条第1項の規定により緊急対処事態対策本部長から警報の通知を受けたときは、緊急対処事態対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、関係指定地方行政機関の長及び関係指定公共機関その他の関係機関に通知するものとする。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

- あわせて、テロリズムの防止の観点から、必要に応じて、以下の措置を実施するものとする。

① 洋上における警戒、監視体制の強化

- 水産庁は、海上保安庁からの情報を、全国の漁場無線局、沿海都道府県、関係団体に対し、ファクシミリ等により伝達するとともに、漁船の安否確認・動向把握、安全操業の注意喚起を要請するものとする。
- 水産庁は、漁業調整事務所等を通じ、所属する漁業取締船に対し、国旗、船名、過去の視認情報、操業許可確認等による不審船か否かの見極めの強化、海上保安庁等の関係機関への迅速な通報提供を周知徹底するものとする。

② 漁港及び海岸保全施設の警戒

- 農村振興局及び水産庁は、その所管に係る漁港及び海岸保全施設の管理者に対し、安全の確保に配慮した上で、市町村、都道府県警察、消防機関等の関係機関との連携の確保、点検及び監視活動の徹底等について、必要な要請を行うものとする。
- また、緊急時の対応として、関係機関への緊急情報の連絡、関係機関との連携による不審物の処理、挙動不審者に関する迅速な通報等を要請するものとする。

③ 検疫時における警戒

消費・安全局は、植物防疫所における植物防疫業務及び動物検疫所における動物検疫業務の実施時に不審な事例が見受けられた際には、出入国管理当局及び税関当局等関係機関に速やかに連絡するよう周知徹底するものとする。

④ 農林水産業に利用する無人ヘリコプターの保管管理の強化

消費・安全局は、地方農政局、沖縄総合事務局、関係団体等を通じて、農業関係団体等に対し、農林水産業に利用する無人ヘリコプターの機体、散布装置等について、安全な倉庫等の場所に施錠保管するなど厳重な保管管理の徹底に努めるよう要請するものとする。

⑤ 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理の強化

- 消費・安全局は、肥料として一般に入手しやすく、かつ、爆弾の主要な原料となり得る硝酸アンモニウム及び尿素について、経済産業省と連携し、肥料の製造業者、販売業者等が、その販売・保管等に当たり、爆発物の原料として使用されることがないように十分留意するよう業界団体、都道府県等を通じて要請するものとする。
- 同時に、通常、取引のない者が大量に硝酸アンモニウム又は尿素を購入するなど、不審な点がある場合には、極力、氏名や用途の確認を行うとともに、必要に応じて最寄りの警察機関に通報するなどの対策を講ずるよう業界団体、都道府県等を通じて要請するものとする。

⑥ 国営土地改良事業で造成されたダムの管理体制の強化

- 地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の土地改良施設管理担当部課（以下「施設管理担当部課」という。）は、ダム管理者（管理委託にあっては、管理受託者）に対して、関係機関との協議調整によって定められた役割分担に基づき、関係市町村とも情報交換を十分に行い、都道府県警察等からも迅速な情報収集を行えるよう、周知及び指導するものとする。

- 施設管理担当部課は、ダム管理者に対し、非かんがい期、夜間等の管理施設の施錠の強化・徹底、管理施設周辺における挙動不審者、不審物の発見及び通報等各ダムの特性に応じた点検並びに監視活動等に努めることを周知及び指導するものとする。
- 施設管理担当部課は、ダム管理者から管理施設周辺における挙動不審者、不審物の発見等に関する情報について連絡があった場合、直ちに農村振興局に連絡するものとする。

(別紙1) 生物剤及び毒素のリスト

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

アルファウイルス属（チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス）、アレナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH2N2、H5N1、H7N7若しくはH7N9であるもの（新型インフルエンザ等感染症※の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症※の病原体に限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属ポリオウイルス、オルソポックスウイルス属（サル痘ウイルス、痘そうウイルス）、シンプレックスウイルス属Bウイルス、ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属（アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス）、フラビウイルス属（ウエストナイルウイルス、デングウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス）、フレボウイルス属（SFTSウイルス、リフトバレー熱ウイルス）、ベータコロナウイルス属（MERSコロナウイルス、SARSコロナウイルス）、ヘニパウイルス属（ニパウイルス、ヘンドラウイルス）、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス、リッサウイルス属狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを除く。）、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス

※新型インフルエンザ等感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。

(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）

腸管出血性大腸菌（血清型O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145及びO157）、ペスト菌、オウム病クラミジア、ボツリヌス菌、オリエンチア属ツツガムシ、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフィ）、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がパラタイフィA）、赤痢菌、ジフテリア菌、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、バルトネラ属クインタナ、コレラ菌（血清型がO1又はO139であるものに限る。）、イヌ流産菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ボレリア属デュトニイ（その他ダニが媒介するボレリア属の細菌）、ボレリア属ブルグドルフェリ、ボレリア属レカレンティス（その他シラミが媒介するボレリア属の細菌）、結核菌、野兎病菌、発疹チフスリケッチア、日本紅斑熱リケッチア、ロックキー山紅斑熱リケッチア、レジオネラ属の細菌、レプトス

ピラ属の細菌

(3) 真菌

コクシディオイデス属イミチス

(4) 原生動物（寄生虫を含む。）

クリプトスピリジウム属パルバム（遺伝子型が1型又は2型であるものに限る。）、
多包条虫、単包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、四日熱マラリア
原虫、卵形マラリア原虫

(5) 毒素

アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、
アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素
(ベロ毒素)、ジアセトキシスルペノール毒素、テトロドトキシン、ビスカムア
ルバムレクチン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン、H
T-2トキシン、T-2トキシン

2 家畜に病原性を有する生物剤

牛痘ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ馬痘ウイルス、小反芻獸痘ウ
イルス、豚コレラウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、高病原性鳥インフルエンザ
ウイルス、低病原性鳥インフルエンザウイルス

(別紙2) 武力攻撃事態等における情報収集、報告等について

I 総則

武力攻撃事態等に際して、本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関は、適時・適切な情報の収集に努めるものとする。また、平素から、武力攻撃事態等において、円滑に情報収集し、取りまとめ、報告等ができるよう体制整備に努めるものとする。

II 情報収集について

1 平素からの備え

農林水産省は、平素から、武力攻撃事態等において、円滑に情報収集が行えるよう、職員の住所、連絡先及び緊急の連絡先を含む名簿を整理しておくとともに、管理する設備及び施設に関する資料を整理しておくものとする。

また、平素から、都道府県、所管業界、所管法人等との連絡体制の整備に努めるものとする。

2 武力攻撃事態等において情報収集する事項

武力攻撃事態等において、本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関は、都道府県、市町村、関係機関等と協力しながら、次の情報を収集するものとする。

(1) 武力攻撃等による本省、地方農政局等その他農林水産省の機関の被災状況

① 職員及びその同居家族の安否

被災地及び避難指示地域における職員並びにその同居家族の安否について、本省においては大臣官房が、その他の機関においてはそれぞれ所管する部署が、確認を行う者の安全確保に配慮しつつ、確認するよう努めるものとする。

② 所管する施設の被災状況

被災地及び避難指示対象地域にある庁舎について、本省においては大臣官房が、その他の機関においてはそれぞれ所管する部署が、確認を行う者の安全確保に配慮しつつ、被災状況を確認するものとする。

また、庁舎以外の国営農業用ダム、国有林野、漁業取締船等農林水産省が管理する施設、設備等については、それぞれ所管する部署が、その被災状況について、確認を行う者の安全確保に配慮しつつ、確認・情報収集に努めるものとする。

(2) 武力攻撃等による農林水産業その他の所管業界及び所管法人の被災状況

① 農林水産業の被災状況

本省及び地方農政局等の所管部署は、都道府県等の協力を得て、農林水産業の被災状況について、情報収集を行う者の安全確保に配慮しつつ、その情報収集に努めるものとする。

② 所管業界の被災状況

本省及び地方農政局等の所管部署は、関係業界団体等の協力を得て、所管業界の被災状況について、情報収集を行う者の安全確保に配慮しつつ、その情報

収集に努めるものとする。

③ 所管法人の被災状況

本省及び地方農政局等の所管部署は、所管の独立行政法人、認可法人、特殊法人及び公益法人の本部、支所等の被災状況について、情報収集を行う者の安全確保に配慮しつつ、その情報収集に努めるものとする。

(3) 国民保護措置の実施状況等

本省、地方農政局等その他農林水産省の機関は、その国民保護措置の実施状況について、取りまとめを行う者の安全確保に配慮しつつ、取りまとめるものとする。

また、本省及び地方農政局等は、その所管法人、所管業界等が実施する国民保護措置又は国等が実施する国民保護措置への協力措置の実施状況について、情報収集を行う者の安全確保に配慮しつつ、可能な範囲で、その情報収集に努めるものとする。

3 情報の報告経路

本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関が収集した情報について、別に定める様式に従い、本省各部局にあっては本省対策本部まで、地方農政局等その他農林水産省の機関にあってはそれぞれ本省の所管部局を経由して本省対策本部まで報告するものとする。

報告は迅速を旨とし、ファクシミリ等により送付するものとする。ただし、ファクシミリ等の使用が困難又は不能の場合は、その他の手段により文書によらないで報告することができるものとする。